

伊丹市立東中学校PTA規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は伊丹市立東中学校PTAと称し事務所を伊丹市立東中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者（家庭）と教職員（学校）が連携し、生徒と会員の福祉の増進ならびに健全な育成をはかるとともに、民主的な教育を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動をする。ただし、第13条に規定する会議で認められた活動に限る。

- (1) 地域の教育活動を高め、環境をよくする。
- (2) 保護者と教職員とが、子どもを中心によい社会を作るための学習をする。
- (3) 学校と家庭との密接な連携を図る。
- (4) 生徒の福祉に関する活動を行う。
- (5) 生徒の学習と学校の教育環境の向上をはかるために必要な事業を展開する。
- (6) 会員子弟の愛護活動を行う。
- (7) 教育設備の改善充実に関する活動をする。
- (8) 会員の相互の親睦を図るための活動をする。
- (9) その他、本会の目的の達成に必要な活動をする。

(運営方針)

第4条 保護者と教職員は協力して本会を運営する。本会の運営に当

たっては特に次のことに留意する。

- (1) 特定の政党、宗教に偏らず、またそれらの干渉を排除する。
- (2) 学校運営に干渉せず、また学校や教育行政機関の支配を受けない。
- (3) 本会の名前を利用したり、役員立場で公私の選挙活動をしたりしない。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員になることのできるものは本校生徒の保護者と校長及び教職員とする。

- 1 保護者は本校に生徒が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に着任した日をもって入会し、教職員が退職した日又は本校から離任した日に退会する。
- 2 会員はすべて所定の会費を納めて、第2条の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
- 3 保護者については生徒が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯に複数の生徒が属する場合、その世帯は一会員として取り扱う。
- 4 加入退会は自由である。但し、入会を希望しない場合は入会事由が発生した日から一週間経過するまでに書面にて入会辞退届（任意形式）を当会に提出しなければならない。会員が退会を希望する場合は、書面にて退会届（任意形式）を会長に提出し、承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもってPT

A事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。
退会の場合、既納の会費は返還しない。

- 5 やむを得ない事由によりPTA活動ができず休会を希望する場合は、書面にて休会届（任意形式）を会長に提出し、承諾を得なければならない。但し、休会期間は事由発生日から事由消滅日までとする。また、第23条に定める本会の年度を越えて休会する場合は、改めて書面にて休会届（任意形式）を会長に提出し、承諾を得なければならない。休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会費は支払うこととする。
- 6 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め適正に運用するものとする。

第3章 役員・顧問

（役員）

第6条 本会の役員は次の通りとして兼務を認めない。

- | | |
|--------|------------|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 2名以上 若干名 |
| （3）総務 | 2名（内教職員1名） |
| （4）会計 | 2名（内教職員1名） |
| （5）書記 | 1名以上 若干名 |

（役員を選出及び機能）

第7条 役員は、別に定める役員選考委員会規定に基づき選出する。

会長は、本会を代表し、総会、学年委員総会、運営委員会、役員会を招集し、会務を統括する

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行す

る。

総務は、会長と密接な連絡を取り、必要な会議の通知、連絡、会議の司会を行い、その他の会務を処理する。

書記は、会議の議事や活動状況に関する主な事項を記録し、その他の会務を処理する。

会計は、本会のすべての金銭出納を行う。会計帳簿の作成、保管にあたり、監査委員の監査をうけ定期総会、学年委員総会において会計報告をする。

（任期）

第8条 役員の任期は就任した日より次年度通常総会までとし、再任は妨げない。

（顧問）

第9条 本会は校長と前会長を顧問にする。顧問は会の要請により会の運営等の相談を受ける。

2 顧問は第13条に規定する会議に出席し、意見することができる。ただし、会員でない場合は議決権を有しない。

（特別委員）

第9条の2 本会は特別委員をおくことができる。

2 特別委員は役員経験者から選出し、必要に応じて役員の補助を行う。

3 特別委員は第13条に規定する会議に出席し、意見することができる。ただし、会員でない場合は議決権を有しない。

第4章 委員

(委員)

第10条 本会は監査委員、学年委員をおく。ただし、特別な事情により委員の選出ができない場合は、この限りでない。

(監査委員)

第11条 監査委員は、別に定める役員選考委員会規定に基づき選出する。

- 1 監査委員は収支決算書及びその他の帳票類により、当該年度の会計の監査を行い、総会の前日までに会長へ監査結果の意見書を提出し、監査結果を総会に報告するものとする。
- 2 監査委員は会計に会計書類の提出を求めることができる。また、中間監査、決算監査以外においても会計処理において疑義がある場合は随時、監査を行うことができる。
- 3 監査委員が任務の遂行上必要な場合には、独自の立場で臨時総会を招集することができる。
- 4 監査委員の任期は就任した日より次々年度通常総会までとする。ただし、補欠で選出された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(学年委員)

第12条 学年委員は学年担当教職員の他、年度初めに学年毎に保護者の中から15名以内と補欠5名以内を互選によって選出する。

学年委員は、本会における諸活動を分担し、学年部、広報部、保健体育部、愛護部、人権同和・教養部のいずれかの専門部に属する。専門部は部長、副部長各1名を各部員の互選により選出する。

学年委員の任期は、就任した日より次年度学年委員総会までとする。

学年委員に欠員が生じた場合は、補欠から選出し、運営委員会に

報告する。補欠から選出されたものは欠員となった部に属し、任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会は、総会、学年委員総会、運営委員会、役員会、専門部会に会議をもつ。

議事に支障がない場合、各会議は書面により開催することができる。この場合において、第14条および第15条中「出席をもって成立」とあるのは「書面提出をもって成立」と読み替え、第14条中「出席者の過半数の賛成」および第15条中「出席委員の過半数の賛成」とあるのは「書面提出者の過半数の賛成」と読み替えるものとする。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関である。

総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は、毎年5月末日までに行う。臨時総会は、会長が必要と認めた時または、会長に会員の10分の1以上の開催要求署名がある時に開く。

定期総会は、事業報告及び収支決算の承認並びに新年度事業計画及び予算編成、その他重要事項について審議決定する。

議長は、総会の場において選出する。

総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、総会の議決は、議長を除く出席者の過半数の賛成による。賛否同数のときは議長が決定する。

総会を開く場合は、5日以上前に議題を明示して、全会員に通知

しなければならない。

総会の議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席会員数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

次に掲げる者は議事録に署名押印するものとする。

- (1) 議長
- (2) 総会に出席した会員の中から総会において議長が指名した
2名以上の議事録署名人

(学年委員総会)

第15条 学年委員総会は、役員と学年委員で構成する。

学年委員総会は、総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、緊急を要する場合又はやむを得ない事情で総会招集不可能と運営委員会が認めた場合に限り総会に代わって議決することができる。

学年委員総会は、全委員の2分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、議事の議決は、出席委員の過半数の賛成による。賛否同数の時は会長が決定する。

学年委員総会は、次の事項を審議する。

- (1) 運営委員会または各部会から提出される事業計画及び予算
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他、重要事項

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、役員、各部の部長及び副部長をもって構成する。ただし、部長、副部長に事故ある時は当該部の代理のものが出席することができる。

運営委員会は、次の役割を担う。

- (1) 第3条に規定する活動の企画を行う。
- (2) 緊急を要する事項に限り、学年委員総会に代わってこれを処理する。
- (3) 学年委員総会における審議を円滑にするため、その原案の作成や準備をする。
- (4) 各部会の連携を図る。

(役員会)

第16条の2 役員会は、役員で構成する。役員会は、次の役割を担う。

- (1) 本会の運営について調整を行う。
- (2) 学校との連携を図る。
- (3) 運営委員会における審議を円滑にするため、事前の準備・調整を行う。
- (4) 学年委員が選出されていない場合、学年委員総会および運営委員会に代わってこれを処理する。

(専門部会)

第17条

- 1 学年部は、学年に関する事務と活動を担当し、学年関係の教職員と協力して、その活動を推進し、生徒の福祉に関する活動を行う。
- 2 広報部は、PTAの活動状況及び関係事項を会員に提供する。
- 3 保健体育部は、会員の保健・体育の知識を深め環境衛生を整え、学校関係行事に協力する。
- 4 愛護部は、会員子弟の愛護活動を行う。
- 5 人権同和・教養部は、会員と共に人権及び同和問題に関する学習を行い、人権意識の高揚を図ると共に家庭教育と、会員の成人教育を推進し、会員相互の福祉と親睦を図る。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、事業収入、補助金及び寄付金を以てこれを充てる。

- 1 本会の経費は第1章の目的以外に使用してはならない。
- 2 本会は、一般会計及び特別会計を設置する。
 - ア 一般会計は本会の事業、活動にかかる費用を支出する。
 - イ 本会の目的を達成するために必要な特別会計を設置することができる。設置する場合は特別会計規定を別途設け管理運用する。
 - ウ 特別会計を設置又は廃止するときは、運営委員会の承認を経て、総会の議決を受けるものとする。
- 3 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行する。総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で過不足が生じた場合、予算総額の範囲内において、運営委員会の承認を経て、費目の転用ができる。

(会費)

第19条

- 1 会費は、会員が平等に負担するものとし、教職員は1名につき、保護者は在学生徒1名あたり月額300円とする。ただし、4月分および1月分から3月分は徴収しない。
- 2 前項の額を超えて会費を徴収する時は、総会の承認を得て10日以上前に会員に通知しなければならない。
- 3 会費は、本会と学校において徴収事務の委任契約を交わし学校諸費の集金と併せて所定の金融機関から引き落とすものとする。

- 4 入会者については、入会した翌月分から会費を徴収する。
- 5 退会者については、既納の会費は返還しない。
- 6 家庭の事情等を理由に会費の減免申請があった場合は、役員会において可否を決めることができる。
- 7 本会の会費を変更する場合は、総会での議決を要する。

(規約等の管理)

第20条

- 1 会長は、次に掲げるものを事務局に備えるものとする。
 - (1) 規約及び規定
 - (2) 総会、各委員会の議事録、活動報告書
 - (3) 会員名簿
 - (4) 役員名簿
- 2 会長は、会員から前項(1)から(4)に規定する書類の開示又は提供の請求があったときは、開示または提供させるものとする。但し、個人情報保護等の観点から開示又は提供を断る正当な理由があるときは、この限りではない。また第三者より開示請求があった場合は別途定める「個人情報取扱規則」に基づいて行う。
- 3 会長は総会の7日前までに次に掲げる書類を事務局に備えるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

(年度)

第21条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

決算において余剰金が生じた場合は、次年度に繰越すものとする。

る。

当該年度の予算が成立するまでの間は、前年度予算に準じて収支を行うものとする。

第7章 規約改正

(規約改正)

第22条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。その他の諸規定の設定・改廃は、学年委員総会の承認を必要とし、総会において報告しなければならない。

第8章 付則

- 1 この規約は、昭和52年5月24日より効力を発する。
- 2 平成8年4月1日より改正。
- 3 平成9年4月1日より改正。
- 4 平成10年5月8日より改正。
- 5 平成13年4月27日より改正。
- 6 平成19年4月27日より改正。
(第4章 第12条)
- 7 平成23年4月28日より改正。
(第6章 第21条)
- 8 平成27年4月28日より改正。
(第4章 第12条・第13条 第5章 第14条・第17条・
第18条・第19条)
- 9 平成30年5月2日より改正。
(第1章 第1条 第2章 第5条・第6条 第4章 第10条・
第11条 第5章 第15条 第6章 第20条・第21条・

第22条)

- 10 令和2年6月15日より改正。
(第1章 第3条 第2章 第5条 第3章 第7条・第8条
第4章 第10条・第11条・第12条 第5章 第13条・
第14条・第15条・第16条・第17条・第18条
第6章 第19条・第20条・第21条・第22条
第7章 第23条)
- 11 令和3年6月28日より改正。
(第1章 第3条 第3章 第7条・第9条・第9条の2
第4章 第10条・第11条・第12条 第5章 第13条・
第16条・第16条の2 第6章 第20条)
- 12 令和4年5月16日より改正。
(第4章 第12条 第5章 第13条・第17条・第18条
第6章 第19条・第20条・第21条・第22条
第7章 第23条)

伊丹市立東中学校 P T A 役員選考委員会規定

(名称及び目的)

第1条 伊丹市立東中学校 P T A の役員・監査委員の選出方法について、公正かつ円滑に進めるために、役員選考委員会をおく。

(委員の構成及び選出)

第2条 役員選考委員会（以下、選考委員会という）は、次の委員を以て構成する。

- (1) 学年委員 3名
- (2) 役員 3名
- (3) 教職員 2名

選考委員会の委員は、運営委員会で承認する。選考委員の互選により選考委員長をおく。

選考委員長は、選考委員会を統括する。

(任期)

第3条 選考委員の任期は、選出された日から総会（欠員補充の場合は運営委員会）で、役員・監査委員が承認された時までとする。

(任務)

第4条 選考委員会は、校長を除く当該年度の会員（会員になる予定の者を含む）の中から役員候補者・監査委員候補者を選考し、本人の承諾を得るものとする。

選考委員会は、総会（欠員補充の場合は運営委員会）において選考した役員候補者・監査委員候補者の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規定は、平成10年5月8日より施行する。
- 2 この規定は、令和2年6月15日より施行する。

伊丹市立東中学校特別会計規定

第1条 特別会計は P T A が特定の事業を行う場合、特定に資金をもってその運営を行う場合、その特定の支出にあて、一般の収入・支出と区分して経理する必要がある場合においてこれを設けることができる。

- 1 特別会計は P T A 活動における祭り等の収益をあてるものとする。
- 2 特別会計経費は周年事業、生徒支援助成金のために使用する。
- 3 祭り等の収益とは別に、一般会計から原則として毎年5万円を特別会計収入とし、周年事業積立金とする。

付 則

- 1 この規定は、平成30年5月2日より施行する。
- 2 この規定は、令和2年6月15日より施行する。

伊丹市立東中学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は、本会の会員及び東中学校の生徒に対する慶弔並びに見舞いに関して定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いに関して、会長に届け出のあったものに限り適用する。

第3条 以下、各条項の慶弔並びに実施にあたっては、会長がこれを行うものとする。

第4条 会員の慶事については、原則として、次のお祝いをする。

会員の結婚の場合 金5,000円

第5条 会員等の死亡については、原則として、次のお悔やみをする。

会員及び生徒の場合 金5,000円と供花

第6条 会員の住居が、以下の被害を受けた場合は、原則として次のお見舞いをする。

全焼・全壊・全壊流出その他これと同程度以上の被害の場合
金5,000円

第7条 会員のPTA活動中における傷病及び死亡事故等については、特にこの規定の定めによらず、その都度運営委員会を開いて検討の上、決定することができる。

第8条 この規定による支出は、会費・その他の収入を以てこれに当てる。

付則

1 この規定は、平成10年5月8日より施行する。

伊丹市立東中学校PTA 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 伊丹市立東中学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱について定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員及び委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、情報収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 広報紙の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

する場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員及び委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「伊丹市立東中学校PTA個人情報取扱規定」は、総会において改正する。

付則

1 本規則は、平成30年5月2日より施行する。